

はじめの一步の学びと交流ができました。これからも食料支援に取り組めます！

難民食料支援学習会 概要報告

6月19日に、「難民食料支援学習会～なぜ今緊急食料支援が必要なのか」学習会を開催しました。参加者は、生協生活文化会館（名古屋）会場参加12名、豊橋生協会館会場参加9名、オンライン参加45名でした。当日寄せられた食品は157品目、寄付は1万1千円となりました。

学習の中では、ウガンダ出身の女性で10年近く申請を続けてやっと難民認定をされた方の事例もお聞きすることができました。詳しい資料をご希望の方は事務局までご一報ください。

主催：NPO名古屋難民支援室、アジア・ボランティア・ネットワーク・東海、地域と協同の研究センター

協力：生活協同組合コープあいち

助成：三菱財団×中央共同募金会

文責：伊藤小友美（事務局）

①あいさつ・趣旨説明 3つの主催団体でオンライン会議を重ね、まずは食料支援を行ってみました。国の中では、この2月に入管法改正案が閣議決定しましたが、3月に名古屋入管でスリランカ女性の死亡事件が起き、廃案となりました。市民社会として何ができるのか考え合いたい。

②活動報告 4月14日～17日に緊急食料支援第1弾として、食料品（常温保存可能で未開封のもの）を生協生活文化会館の研究センター事務所で集めました。50人を越す方々の協力があり、缶詰、レトルト食品、飲料、菓子等、食料120品目、247点、お米は59kg、寄付金も35,233円お寄せいただきました。今回は、直接困っている方のお宅へ宅急便でお届けすることになり、仕分け・箱詰め・発送作業をするためのボランティアを募ったところ、7人の方の参加があり、当日は ①物資搬入 ②仕分け（主食系、副食系、菓子・嗜好品等）③箱詰めを行いました。担当の支援先（の箱）を決めて、食料を分けましたが、家族構成等の情報に思いを寄せ、顔を思い浮かべながら食品を箱に詰めました。3密にも気をつけ、感染予防に務めました。難民の方は、逃れた先の国、日本でも命を狙われていることがあります。例えば、日本であっても、出身地域が近い人達の集まりがある際には、いったん自分の飲み物から目を離したら、もう口にしないように気を付けている（毒を盛られるなどのリスクを回避するため）方もいるし、情報を探られていたり、実際に日本で警察が定期的に自宅付近を巡回していたりするケースもあり、今回食料を送る方の中にも、そういう方々が含まれます。個人情報に触れるのは事務局ひとりに限定をして、お届け先の情報は慎重に扱いました。それぞれの箱には、心をこめたメッセージも添えました。翌日には、「届いたよ！ありがとうございます！」と写真とともにメールが届きました。

③交流 参加者3～4人のグループに分かれ、感想を交流しました。

④学習 難民について学びました。次の4つの条件を満たす場合、難民条約（日本は1981年に加入）で難民として保護されることが決められています。①出身国の外にいる。②迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。③その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。④出身国の保護を受けることができない、又は③のような恐怖を有するためにそれを望まない。このような方は、日本で安易に同国出身の人を頼ることができません。出身国政府から迫害を受けているため、正規のパスポートを発行されない場合もありますが、日本での難民不認定理由に、「正規の旅券が発行されているため難民とは言えない」「大使館に行くことができると言っているため難民ではない」などと書かれることもあります。入管施設では、4～6人が相部屋で生活。携帯電話等の通信機器は持ち込み禁止。退去強制手続が行われている人に対しては昼夜関係なく強制送還されることがあります（強制送還中の死亡事故も発生している）。体調不良でも同じ薬（痛み止め）ばかり処方され、外部の病院での検査や診察に中々行かせてもらえない上に、外部の病院にかかる場合は手錠・腰縄をつけられます。仮放免申請には保証人と保証金（300万円以下）が必要だが、これらを用意しても許可されず、長期の収容が増加傾向にあります。収容施設でのハンスト、収容者の自殺や自殺未遂、死亡も発生しています。迫害から必死で逃げてやってきた難民が、日本でも犯罪者のように扱われ、心身の健康を損なっているのが現状です。また、コロナウイルス感染拡大防止で3密を避けるために仮放免されている方は、住むところもなく働くこともできないので、支援者に頼るしかない状況です。

⑤質疑応答 交流 まとめ 参加者から質問も出され、交流をしました。

※多くの参加者から「知らないことばかりだった」「はじめの一步を踏み出せた」との声が寄せられました。